各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社

(管理会社コード 13064)

代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖

問い合わせ先 サポートダイヤル 山中 淳

TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信」 「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」 約款変更のお知らせ

当社は、下記の通り、対象 ETF について変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信(1470) NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信(1471)

[変更の内容]

①受益権の取得および一部解約に係る申込単位の変更(約款付表変更)

受益権の取得および一部解約に係る申込単位を、それぞれ以下の通り変更いたします。

NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信(1470)

(変更後)	(変更前)
500 口以上	2万口以上かつ2万口の整数倍

NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信(1471)

(変更後)	(変更前)
5,000 口以上	2万口以上かつ2万口の整数倍

※上記の変更は、2021 年 4 月 23 日以降の取得申込あるいは解約申込に対して適用されます。

※上記の各申込単位は、東京証券取引所における売買取引に適用されるものではありません。 ※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。

②信託契約の解約の基準となる受益権口数の変更(約款変更)

NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1470) において、信託契約の解約 (繰上償還) の基準となる受益権口数について、以下の通り変更いたします。

(変更後)	(変更前)
2万口	5万口

※NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信(1471)は変更の対象ではありません。

※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。

[変更の理由]

投資家の利便性および流動性の向上等を目的に、変更するものです。

[約款(付表)変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行ないません。

「変更の日程]

2021年4月22日約款変更の届出日2021年4月23日約款変更の適用日

NEXT FUNDS JPX 日経 400 レバレッジ・インデックス連動型上場投信(1470)

下線部は変更部分を示します。

(変更後)

(変更前)

(信託契約の解約)

第 47 条 < 略>

② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して2万口を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。<以下、略>

③~⑥ <略>

(付表)

- 1. ~2. <略>
- 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>500</u>口以上」とします。
- 4. ~7. <略>
- 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>500</u>口以上」とします。
- 9. ~10. <略>

(信託契約の解約)

第 47 条 <同左>

② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して5万口を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。<同左>

③~⑥ <同左>

(付表)

- 1. ~2. <同左>
- 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万</u>口以上<u>かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。
- 4. ~7. <同左>
- 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万</u>口以上<u>かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。
- 9. ~10. <同左>

NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信(1471)

	下線部は変更部分を示します。
(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「5,000 口以上」とします。 4. ~7. <略> 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「5,000 口以上」とします。	(付表) 1. ~2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」とします。 4. ~7. <同左> 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」とします。 9. <同左>

以上